

集中改革プラン

国の新地方行革指針に対応した大阪府の「集中改革プラン」

平成16年12月24日に「今後の行政改革の方針」が閣議決定されました。これを受け、平成17年3月29日に総務省において「地方公共団体における行政改革のための新たな指針」（「新地方行革指針」）が策定され、各地方公共団体において、平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度まで（5ヵ年）の具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画（「集中改革プラン」）を平成17年度中に公表することとされました。

大阪府においては、平成8年1月の「大阪府行政改革大綱」の策定以降、全国に先駆けた行財政改革に取り組んできたところであり、平成16年11月には、平成13年9月に策定した「大阪府行財政計画(案)」(計画期間：平成14～23年度)を「大阪府行財政計画(案)平成16年版」(以下「計画(案)」)という)として改定し、現在、施策の再構築、組織等の再構築、歳入の確保など、計画(案)に基づいた行財政改革に取り組んでいるところです。

計画(案)は、新地方行革指針において集中改革プランに明示すべきとされた事項及び計画期間(平成17～21年度)を包含していることから、計画(案)の内容を指針に沿って再整理し、大阪府の「集中改革プラン」としてお示ししています。

集中改革プラン(概要)
 【行財政計画(案)16年版の5年間(17~21年度まで)の各項目の目標設定など】

取 組 項 目

1 定員管理の適正化

一般行政部門の職員数を14年度から23年度の10年間で3,200人削減
 [緊急取組期間(17~19年度)の3年間で1,000人削減。]

集中改革プラン(17.4.1~22.4.1)一般行政部門 約1,560人(対 11%超)削減

2 給与の適正化

- 給与構造の抜本的改革(~)
- 期末・勤勉手当の削減(~ 実施)
- 管理職手当の見直し(実施)
- 時間外勤務の縮減[上限規制の導入](実施)
- 非常勤(若年)特別嘱託員のさらなる活用(実施)と制度の見直し(着手)

3 福利厚生事業

- 職員互助会・教職員互助組合(職員の福利厚生団体)への補助金の削減
 17年度:補助金10%削減(16年度比)、18年度:補助金1/2削減(17年度比)

4 民間委託等の推進

アウトソーシング推進のためのガイドライン(案)の策定

5 指定管理者制度の活用

既に管理委託を行っている公の施設に、原則として指定管理者制度を導入
 (H18.4.1までに民営化予定や廃止により公の施設でなくなるもの等を除く)

公の施設 103施設(16年度末)	指定管理者制度導入
	1施設.....青少年海洋センターファミリー棟
	67施設(予定).....府営公園(18公園)、府立体育会館など

6 第三セクターの抜本的な見直し

- 19年度までに
- 指定出資法人79法人(13年度)の4割削減(23年度までに概ね半減)
 - 役員数4,907名(13年度)の2割削減(23年度までさらに200名程度の追加削減)
 - 総額45億円程度の歳出抑制及び歳入確保 をめざす

7 地方公社の経営健全化

大阪府土地開発公社、大阪府住宅供給公社、大阪府道路公社

8 地方独立行政法人制度の活用

- 府立3大学を再編統合し公立大学法人化(公立大学法人大阪府立大学設立)
- 府立5病院を地方独立行政法人化(地方独立行政法人大阪府立病院機構設立予定)
- 試験研究機関のあり方、地方独立行政法人化の適否を検討

9 地方公営企業の経営健全化

中央卸売市場事業会計、水道事業会計、地域整備事業会計、まちづくり促進事業会計

10 PFI手法の適切な活用(ESCO含む)

- 府有建築物や府営住宅へのPFI事業の活用
- ESCO事業の警察署、学校施設等、より広汎な府有施設への展開

11 地域協働の推進

- アドプト・プログラムなど府民参加のまちづくりの推進 など

12 市町村への権限移譲等

- 関連事務の一括移譲
- 府単独市町村補助金の統合・メニュー化、交付金化

13 出先機関の見直し

施策評価の実施や行政の守備範囲の明確化等による事務事業の見直しや出先機関の再編

14 その他行財政改革の取組

- | | |
|--|-------------------------|
| (1) IT社会の実現に向けて | (2) 新たな自治システム |
| (3) ストックの活用 | (4) 建設事業の重点化 |
| (5) 職員の意識改革 | (6) 総合的な行政評価システムのさらなる充実 |
| (7) 危機管理システム | (8) 自主財源の確保 |
| (9) 府民との対話・アカウンタビリティ(説明責任)の確保・情報発信力の強化 | |
| (10) 適正な受益と負担 | (11) 府の役割を純化し、施策を再構築 |

(参考資料)集中改革プラン(平成17~21年度)における取組(見込)

1. 定員管理の適正化

(新地方行革指針)

- 定員管理の適正化を計画的に推進する観点から、定員適正化計画の中で数値目標を掲げ、これを公表し、着実に実行
- 過去5年間の純減(4.6%純減:11~16年度)を上回る純減

基本的な取組方針

- 全国一スリムな組織づくりをめざし、取組を加速させ、職員数のさらなる削減をすすめる

取組の目標

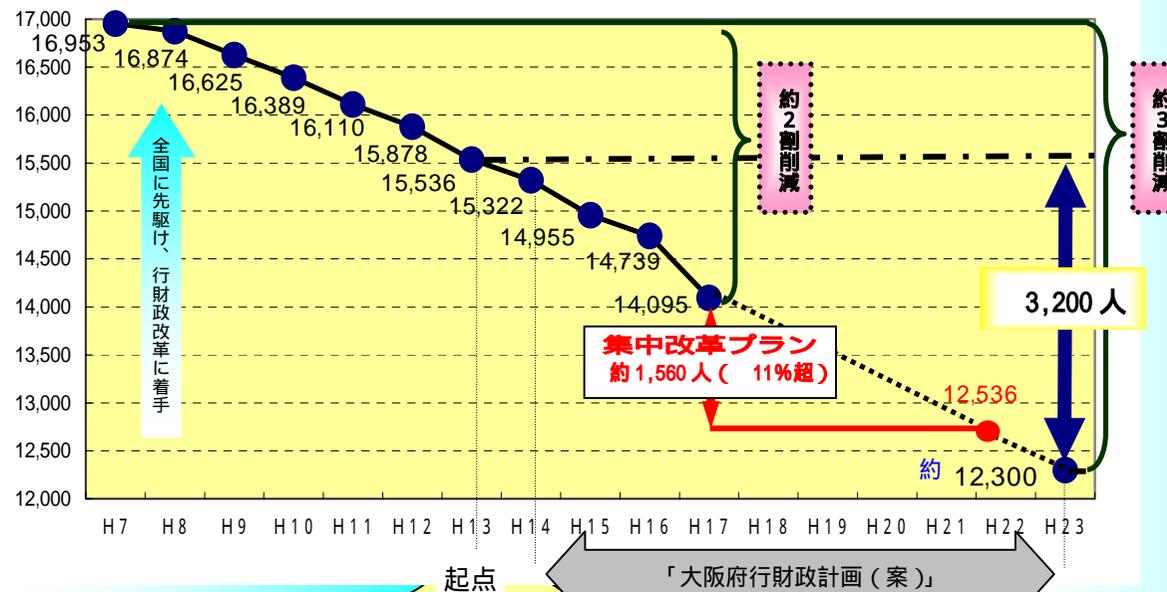
- 一般行政部門の職員数を14年度から23年度の10年間で3,200人削減

集中改革プラン(17.4.1~22.4.1) 一般行政部門 約1,560人(対 11%超)の削減

16年度までの主な取組

職員数の削減
(一般行政部門)
これまでに
約2割削減
(H8~H17)
さらなる取組で
約3割削減
(H8~H23)

17年度以降の主な取組



16年度までの主な取組

- ・14～16年度の3年間で一般行政部門（警察・学校を除く）の職員約800人を削減
- ・教育部門では、府独自に配置した教員を全廃（816人削減）するなど、教職員の一層適正な定数管理に努めた

住民10万人あたりの職員数の比較

府県名(人)	一般行政関係	教育関係	警察関係
大阪府	116	590	248
全国平均	219	745	212
神奈川県	97	548	185
埼玉県	114	609	156
千葉県	137	660	195
愛知県	139	638	187
兵庫県	156	686	213

（注）総務省統計局の推計人口及び総務省給与実態調査（16年度）より算定

17年度以降の主な取組

一般行政部門の職員数の削減見込（H14～23年度）
 （「大阪府行財政計画（案）」）

項目	計画期間 (H14～23)	うち緊急取組期間 (H17～19)
	事務事業の見直し・出先機関の再編	1,250
アウトソーシングの実施	900	250
事務効率化	450	150
独立行政法人化	600	300
計	3,200	1,000

事務事業の見直し・出先機関の再編

施策評価の実施や行政の守備範囲の明確化等により、事務事業の見直しや出先機関の再編による削減

アウトソーシングの実施

直接、公権力の行使にかかわらないもので、民間で実施したほうが効率的かつ効果的に実施できる業務・サービスについては、そのサービス水準に留意の上、原則として、民間に委ねる

事務効率化

IT化・BPRの活用、業務執行体制の見直しなどを行い、より効率的な事務執行体制を確立することにより削減

独立行政法人化

質の高い行政サービスを柔軟かつ効率的、効果的に行うとともに、透明性のある組織運営を確保するため、本府の実情に即して活用できる地方独立行政法人化の検討を積極的にすすめる

2. 給与の適正化

(新地方行革指針)

- ▶ 地方公務員全般にわたり、給与制度・運用・水準の適正化を強力に推進
 - ・ 特殊勤務手当をはじめとする諸手当のあり方の総合的点検と早急な見直し など

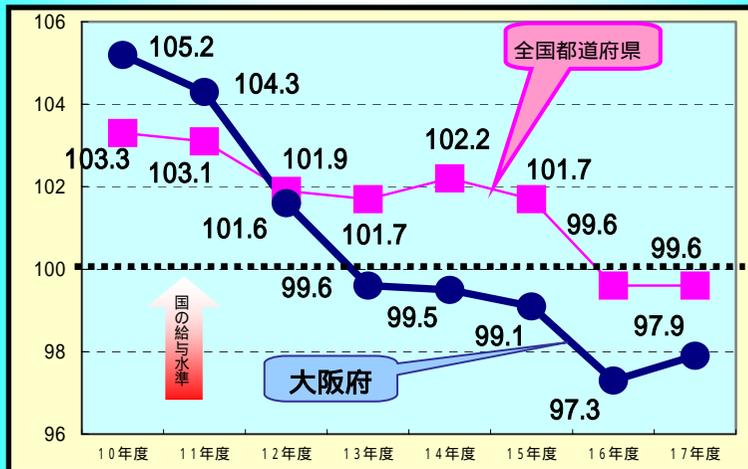
基本的な取組方針

- ▶ さらなる人件費の抑制に取り組むとともに、より一層の能力・実績主義を重視した人事給与制度を構築

16年度までの主な取組

- ・ 給与水準は、13年度には全国で最低となり、現在も全国最低レベルの給与水準
- ・ 職員一人当たりの給与は、11年度以降6年連続の年収減となり、10年度と比べ年収は約1割、ボーナスは約2割の減
- ・ 退職手当の支給水準は、給与水準の引下げによる効果と合わせると、10年度に比べて、支給額で約1割の引下げ

給与水準の抑制(国を100とした場合)
全国最低レベルの給与水準



17年度以降の主な取組

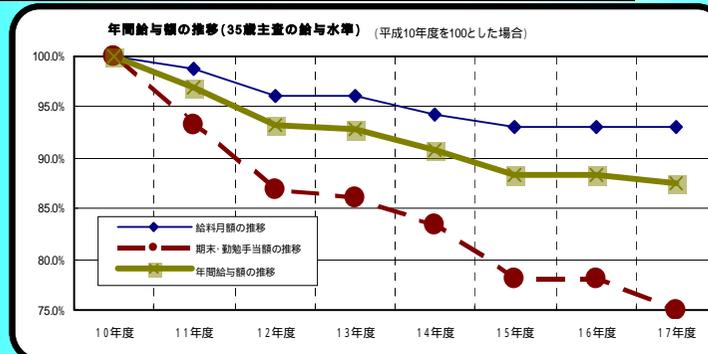
- 給与構造の抜本的改革 (H18~)
 - 国における公務員制度改革等の動向を踏まえた人事給与制度の抜本的改革
 - ・ 給料表の見直しで平均 5.3%の給料引下げ
 - ・ 調整手当を廃止、地域手当を創設
 - ・ 勤務成績に基づく昇給制度の導入 など

期末・勤勉手当の削減 (H17~)

17年度から3年間、全職員の期末・勤勉手当を削減。(指定職 10%カット、管理職 6%カット、その他 4%カット)

<職員一人あたりの給与の推移> (35歳主査級職員の場合)

	平成10年度	平成17年度
年間給与	6,129千円	5,358千円 (13%)



16年度までの主な取組

2年間の普通昇給ストップ(H11~12)

警察・教員を含む全職員を対象に人件費を抑制する効果が最も高い昇給停止を実施

給与のマイナス改定、据置(H14、H15、H16)

府人事委員会の給与引上げ勧告に対し、引下げ改定(H14・H15)・据置(H16)を実施

管理職手当等のカット〔5%カット〕(H9~)

特殊勤務手当の抜本的な見直し(H10)

45歳からの早期勧奨退職制度の導入(H10~15)

管内旅費の日当廃止(H11)

昇給停止年齢の引下げ(H13)

通勤手当の支給方法の変更〔1ヵ月から6ヵ月へ〕(H14~)

時間外勤務の縮減(H14)

退職手当制度の見直し(H15)

退職時特別昇給の廃止(H16) など

新たな人事制度の構築(H12~)

職員の能力や実績を的確に評価できる新しい人事評価制度を導入し、15年度から評価結果を反映した内容で特別昇給を実施

17年度以降の主な取組

管理職手当の見直し(H17~)

国及び他府県との均衡等を考慮し、支給割合の引下げ(最大5%引下げ)

時間外勤務の縮減(H17~)

時間外勤務の縮減を図り、手当総額を削減(年間360時間の上限規制を導入)

非常勤(若年)特別嘱託員のさらなる活用と制度の見直し

(H17~、一部H16実施)

学校教育において、教育に求められる課題への対応や定数内活用などを行う。また、18年度から原則新規枠を設定しないことなどの制度見直しを実施

教職員の新たな給与制度の構築(H18~、一部H17実施)

中間的な職の設置、それぞれの職の仕事と役割に見合った給料表構築の必要性や社会情勢の変化を踏まえ、教職員の各種手当も含め、新たな給与制度を構築

・新たな定時制通信教育手当の実施(H17実施)

・教職員の新たな給与制度の適用(H18実施予定)

(新たな教育職給料表の適用、給料の調整額の廃止(段階実施)

産業教育手当・教員特殊業務手当(部活動手当)の改定を予定)

3. 福利厚生事業

(新地方行革指針)

- 職員に対する福利厚生事業について、点検・見直しを行う。また、福利厚生事業の実施状況等を公表

基本的な取組方針

- 互助会事業全般について必要性・妥当性・効果などの観点から精査を行い、個別事業や補助金のあり方について見直す

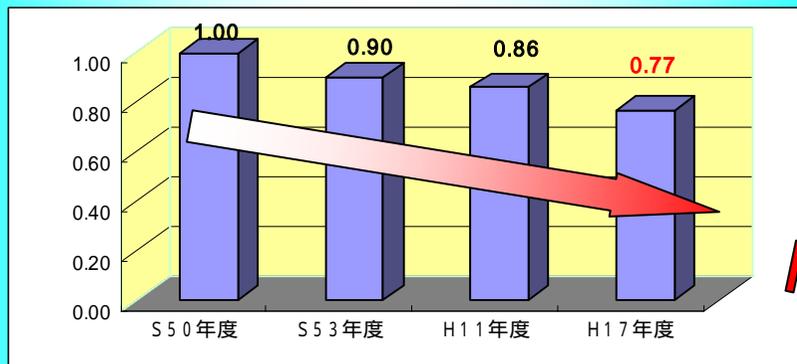
16年度までの主な取組

職員互助会・教職員互助組合（職員の福利厚生団体）への補助金の削減（H11）

補助金を S53 年度比 4% 削減

（補助率：掛金 1 に対して 0.90 0.86）

互助会等に対する補助率の推移（掛金を 1 としたときの補助金の割合）



互助会保養所（白浜）の廃止（H13）

職員宅舎等の全廃（～H16）

職員宅舎 18 宅舎 970 戸、单身寮 4 寮 215 室

17年度以降の主な取組

- ・ 互助会事業のあり方を精査・検討する中で、個別事業のあり方について検討

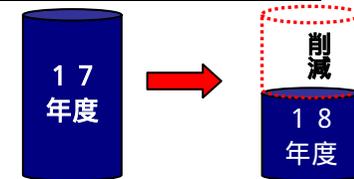
職員互助会・教職員互助組合（職員の福利厚生団体）への補助金の削減（H17 実施）

地方公務員の福利厚生を取り巻く状況など社会情勢の変化を踏まえ、互助会事業全体について必要性、妥当性、効果などの観点から精査・見直し、事業の再構築を行うことにより、職員互助会、教職員互助組合、警察職員互助会に対する補助金を削減

- 17 年度：補助金を 16 年度比 10% 削減
（補助率：掛金 1 に対して 0.86 0.77）
- 18 年度：17 年度補助額の 1/2 に削減

18年度取組

17年度補助額の1/2に削減



（主な見直し事業）

- ・ 祝い金（「銀婚記念品」など）等個別の給付事業の見直し
（廃止・縮小）
- ・ 「医療補助金」の廃止（又は補助の対象から除外） など

4. 民間委託等の推進

(新地方行革指針)

- 旅費・給与等に関する事務や定型的業務を含めた事務・事業全般にわたり民間委託等の推進の観点から総点検を実施、具体的・総合的な指針・計画を策定

基本的な取組方針

- 直接公権力の行使にかかわらないもので、民間で実施した方が効率的・効果的に実施できる業務・サービスについては、そのサービス水準に留意の上、原則として、民間に委ねる

取組の目標

- アウトソーシング推進のためのガイドライン(案)の策定

16年度までの主な取組

16年度

総務サービスセンターの設置

総務関係事務(人事・給与・福利厚生・財務会計・物品調達)をIT化・集約するとともに、民間活力導入による効率的な運営を実施

融資に係る債権回収業務を民間へ委託

中小企業高度化資金などの債権管理・回収事務を債権回収会社に委託
旅券発給業務を民間へ委託

パスポートセンターにおける旅券発行業務を民間企業に委託 ほか
市場化テストガイドライン(素案)を公表

市場化テストの基本的な考え方などを明らかにするため、ガイドライン(素案)公表

14～15年度

職員健康診断業務

庁舎管理業務

中央図書館オーディオ・

消費者相談業務

病棟婦業務

ビジュアル室関係業務

各種データ処理等業務

検体検査業務

機器等保守管理業務

一般物質分析関係業務

調査分析業務

ほか

17年度以降の主な取組

自動車税事務所業務のアウトソーシング(H17実施)

自動車税関連業務のさらなる事務処理の効率化を図るため、一部事務のアウトソーシング化と自動車税事務所の再編

教職員給与支給事務のBPRに伴う業務のアウトソーシング(H18実施)

府費負担教職員の給与関係事務について、総務サービス事業の展開を踏まえ、ITを活用したBPR及びそれに伴う業務の委託化

違法駐車取締事務の合理化(H18実施)

道路交通法の改正に伴い、違法駐車取締関連事務の一部についてアウトソーシング

アウトソーシング推進のためのガイドライン(案)の策定(H17実施)

5. 指定管理者制度の活用

(新地方行革指針)

- 現在直営で管理しているものを含め、全ての公の施設について、管理のあり方について検証、検証結果を公表

基本的な取組方針

- 公の施設について、府として施設を保有する必要性を再点検するとともに、指定管理者制度も活用しながら、府民ニーズに合致した質の高いサービスの提供と効率的な施設運営を推進
- 管理委託を行っている公の施設のうち、平成18年度までに民営化を完了する予定のものや廃止するもの等を除き、原則として指定管理者制度を導入
- 制度の導入を検討するにあたっては、制度の目的を踏まえつつ、当該施設の設置目的、態様、性格等を再確認するとともに、行政の福祉化や雇用など府の施策との整合を図る

16年度までの主な取組

- 公の施設改革プログラム(案)策定
- 公の施設が府民ニーズに合致した質の高いサービスの提供と効率的な施設運営を実現するため「公の施設改革プログラム(案)」を策定
- 公の施設指定管理者制度導入に関する庁内検討会議
(のち、出資法人・公の施設改革WG〔指定管理者〕に改組)
- 各公の施設のあり方を含めた当該制度導入の適否の検討
- 当該制度導入に向けた手続等の検討
- 制度導入に向けた手続き
- 青少年海洋センターファミリー棟について、17年4月からの制度導入に向け、手続開始
- 設置条例の改正(16年9月議会)、公募、選定(16年11月～)、指定(17年2月議会)
このほか、府営公園(18公園)及び教育委員会所管施設(7施設)について、18年4月からの制度導入に向け、手続開始
- 設置条例の改正(17年2月議会)

17年度以降の主な取組

- 指定管理者制度の導入
- 17年4月から、青少年海洋センターファミリー棟について、指定管理者による管理運営開始
- 出資法人・公の施設改革WG〔指定管理者〕における検討
- 当該制度を導入する場合の標準的な事務処理について整理。
- これを参考に、施設所管部局において、各公の施設の設置目的、態様、性格等を踏まえ、具体的に対応
- 制度導入に向けた手続
- 府営公園(18公園)及び教育委員会所管施設(7施設)について、制度導入に向け手続
- 公募・選定(17年4月～)、指定(17年9月議会)
残り検討対象42施設について、18年4月からの制度導入に向け、手続開始
- 設置条例の改正(17年9月議会)、公募、選定(17年10月～)、指定(18年2月議会(予定))

なお、新地方行革指針が求める、全ての公の施設の管理のあり方についての検証、検証結果については、指定管理者の指定が予定されている18年2月議会終了後、速やかに公表

16年度までの主な取組

公の施設の管理運営の状況（平成16年度末現在）

	管理委託	直 営 (一部業務委託)
企画調整部	1	
生活文化部	5	4
健康福祉部	28	4
病院事業局		6
商工労働部	2	7
環境農林水産部	12	
土木部	19	2
建築都市部	(注) 1	
教育委員会	9	3
計	77	26
	103	

(注) 府営住宅及び共同施設については、便宜上、1施設として計上

17年度以降の主な取組

【指定管理者制度導入施設】

H17.4導入施設

1施設

【生活文化部】青少年海洋センターファミリー棟

【指定管理者制度導入予定施設：部局別】

【18年度導入予定施設：67施設（内訳）】

【企画調整部】1施設

・インターネットデータセンター

【生活文化部】7施設

・女性総合センター

・総合青少年野外活動センター

・青少年海洋センター

・青少年会館

・羽衣青少年センター ()

・現代美術センター ()

・上方演芸資料館 ()

【健康福祉部】16施設

・整肢学院

・大手前整肢学園

・明光ワークス

・箕面通勤寮

・金剛コロニー

・老人総合センター

・女性自立支援センター

(3施設：あゆみ寮、よしみ寮、のぞみ寮)

・大型児童館ビッグバン

・稲スポーツセンター

・障害者交流促進センター

・介護実習・普及センター

介護情報・研修センター(改称)

・健康科学センター

・中河内救命救急センター

・泉州救命救急センター

【商工労働部】2施設

・国際会議場

・労働センター

【環境農林水産部】12施設

・花の文化園

・府民牧場

・府民の森

(8園地、ほりご園地)

・金剛登山道駐車場

【土木部】19施設

・府営公園(18公園)

・堺泉北港の緑地(府港湾施設)

【建築都市部】1施設

・府営住宅(特定公共賃貸住宅)

*便宜上、1施設として計上

【教育委員会事務局】9施設

・国際児童文学館

・少年自然の家

・体育会館

・門真スポーツセンター

・臨海スポーツセンター

・漕艇センター

・弥生文化博物館

・近つ飛鳥博物館

・近つ飛鳥風土記の丘

：公の施設改革プログラム対象施設

()：直営施設

6. 第三セクターの抜本的な見直し

(新地方行革指針)

➤ 第三セクターについて、統廃合、民間譲渡、完全民営化を含めた見直しを推進

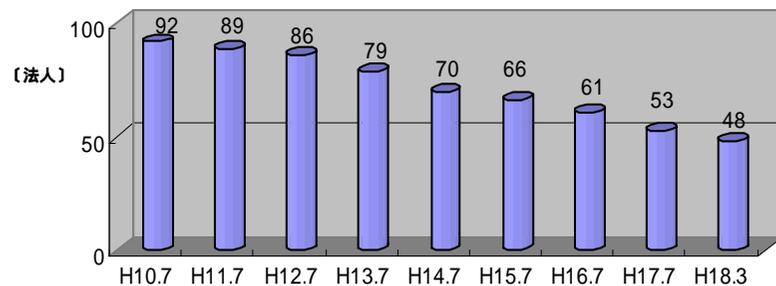
基本的な取組方針

➤ 出資法人について、効率性等の観点から検証し、廃止、統合、民営化を含め、あり方を抜本的に見直すとともに、健全で自立的な経営が確保されるための取組を促進

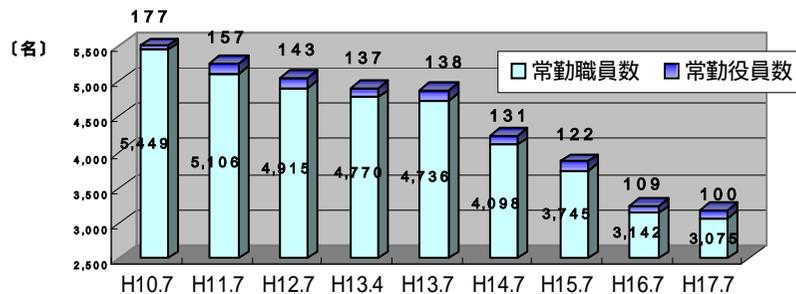
16年度までの主な取組

《3つの削減目標の取組》

法人数の削減



役職員数の削減



17年度以降の主な取組

法人数の削減

H19年度までに指定出資法人79法人(13年度)の4割の削減をめざし、H23年度までに概ね半減する

法人数の削減：対16年度比 13法人(H17末見込)

役職員数の削減(関与見直し等による削減を含まない純削減数)

H19年度までに4,907名(13年度)の2割を削減するとともに、23年度までにはさらに200名程度の追加削減をめざす

役職員数の削減：対16年度比約 140人(H18見込)

府からの補助金、委託料の歳出削減(歳入確保を含む)

H19年度までに総額45億円程度の歳出抑制及び歳入確保をめざす

歳出抑制・歳入確保：対16年度比6億円(H17)

対16年度比20億円(H18見込)

法人の健全性、自立性、透明性を確保するための「3つの新プラン」を推進

健全性確保プラン 法人の経営効率を高めるとともに一層の経営改善を促し、法人経営の健全性確保を促進

計画的経営の促進

中期経営計画の策定、公表、累積欠損金解消計画の策定

民間ノウハウの活用

役員等への民間人材の登用、業務のアウトソーシングの推進

16年度までの主な取組

府からの補助金等（一般財源支出）の削減



府OB役職員数の削減

162人 94人 61人

法人の解散、統合、自立・民営化

法人の解散（（財）大阪勤労者職業福祉センターなど）や統合（（財）大阪府住宅管理センターと（財）大阪府建設監理協会など）、自立・民営化（（社福）大阪府社会福祉事業団、（株）大阪泉大津フラワーセンターなど）

経営目標の策定、経営評価の実施、公表（H14）

法人自らが経営目標の策定と実績の評価を行い、その内容を公表

役員業績評価制度の導入（H16）

- ・法人の経営評価結果（役員の業績評価結果）を役員報酬に反映
- ・制度導入に際しては、専門家からなる経営評価部会を設け、制度の透明性、公正性を担保するシステムを構築

法人プロパー職員の人事交流制度の実施（H14）

グループファイナンスシステムの実施（H14）

- ・基本財産等を運用する証券化を活用したシステム
- ・日々の流動性資金の運用を行うキャッシュ・マネジメント・システム

役員の退職手当の廃止（H11）

など

17年度以降の主な取組

財務基盤の強化

グループファイナンスシステムの活用、直接金融の導入の検討

法人間連携の強化

人材の有効活用や育成、事業実施面での法人間の連携を強化

自立性確保プラン 法人の経営責任の明確化や法人自身による効率的な経営を一層すすめるため、法人経営の自立性確保を促進

自立した人事給与制度の確立

府職員による法人代表者の廃止、府派遣役職員の縮減、多様な雇用制度、業務内容等に応じた独自給与制度の導入

自立した財政基盤の確立

自主財源等の確保、法人財産等の積極的活用、府補助金等のあり方見直し

民間とのイコールフットingの確保

民間と競合する分野で、法人に対する優遇措置や規制措置を見直し
危機事象への適切な対応

危機事象に迅速かつ適切な対応を行うための体制整備をすすめる

透明性確保プラン 法人の経営内容や経営責任を明確化するため、法人経営の透明性確保を促進

コンプライアンス体制の充実

外部監査の導入や監事への公認会計士等への専門家の登用を図る

役員業績評価制度の充実

役員業績評価制度について、より充実した内容となるよう検討

経営状況等の開示

法人への委託状況等及び府財政への影響度等の公表、情報公開の推進

顧客サービス意識の向上

顧客の満足度の向上のため、法人職員の意識改革の徹底に努める

7. 地方公社の経営健全化

(新地方行革指針)

- 地方公社の経営健全化等について積極的に取組み、法的整理も含め抜本的な見直しを検討

基本的な取組方針

- 大阪府土地開発公社: 用地買収業務をより効率的に実施していく観点から、公社の今後のあり方を検討する
- 大阪府住宅供給公社: 経営の安定化に向け、建替に伴い生じる再生地の処分や経営の合理化・適正化など、自主努力を基本に経営改善を計画的にすすめる
- 大阪府道路公社: 引き続き建設事業の推進に努めるとともに、供用後を睨んだ効率的な組織体制のあり方について検討を行い、一層の経営改善を図る

16年度までの主な取組

大阪府土地開発公社

- ・「大阪府土地開発公社の健全化に関する基本方針(案)」策定(H17.3)
- ・代替地処分に際し、地価下落に伴う差損が生じるため、公社内の引当金を充ててもなお不足する額については、府が支援することとし、23年度を目途に計画的に処理を行う

大阪府住宅供給公社

公社経営全般にわたる経営の安定化に向けた新たな経営計画を策定(H16.9公表)し、建替に伴い生じる再生地の処分や経営の合理化・適正化など、自助努力を基本に経営改善を計画的に実施

大阪府道路公社

経費の削減と効率的な執行により、管理費の増加抑制に努めるとともに、利用促進に向けたPRやサービス向上により利用台数の低下を抑制し、料金収入の確保に努める

17年度以降の主な取組

大阪府土地開発公社

基本方針(案)を踏まえ、府土木部事業の用地買収業務を試行的に委託することにより、公社の持つ機能等の活用に関する効果検証を行った上で、今後の方向づけを行う。なお、未利用代替地については、17、18年度の2か年で売却処分に努める

大阪府住宅供給公社

計画に基づき、建替に伴い生じる再生地の処分や経営の合理化・適正化など、自助努力を基本に経営改善を計画的に実施し、20年度に単年度損益の黒字転換をめざす

大阪府道路公社

箕面有料道路の供用開始後を睨んだ効率的な組織体制のあり方について検討を行い、一層の経営改善を図る

8. 地方独立行政法人制度の活用

(新地方行革指針)

- ▶ 地方公共団体が自ら実施するよりも地方独立行政法人を設立して行わせる方が効率的・効果的に行政サービスを提供できると判断される場合に活用を検討

基本的な取組方針

- ▶ 病院、試験研究機関などについて、地方独立行政法人制度導入の適否を検討

16年度までの主な取組

地方独立行政法人制度の導入促進

- ・13年度から、質の高い行政サービスを柔軟かつ効率的・効果的に行うとともに、透明性の高い組織運営を確保するため、大学・病院などについて地方独立行政法人制度の導入を検討
- ・16年12月に、地方独立行政法人の業績評価などを行う「大阪府地方独立行政法人評価委員会」を設置
 - ▶ 国家予算要望において地方での制度創設を提案・要望（H13.6）
 - ▶ 「地方独立行政法人法」の施行（H16.4）

大学の法人化

- ・府立の3大学の再編統合、「公立大学法人大阪府立大学」の17年4月設立に向けた取組みを実施
 - ▶ 「公立大学法人大阪府立大学」定款の議決（H16.3）
 - ▶ 府立の3大学を再編統合する新大学の設置認可（H16.7）
 - ▶ 「公立大学法人大阪府立大学」の設立認可及び大学の設置者変更の認可（H16.11）

病院の法人化

- ・府立5病院の運営主体として「地方独立行政法人大阪府立病院機構」の設立を決定し、18年4月設立をめざす
 - ▶ 府衛生対策審議会答申（H14.9）を踏まえ、府立の病院にふさわしい運営形態を検討（H15～16）
 - ▶ 「地方独立行政法人大阪府立病院機構」定款の議決（H17.3）
 - ▶ 「府立の病院改革プログラム - 運営形態の見直し編」の策定（H17.3）

17年度以降の主な取組

大学

- ・「公立大学法人大阪府立大学」を設立。府立の3大学を再編統合し、新しい大阪府立大学を開学（H17.4）。（府では最初の地方独立行政法人。既設公立大学の法人化の取組としては全国の実験先）
- ・法人の中期目標及び中期計画に基づき、教育研究・社会貢献の充実、組織のスリム化・運営の効率化、自律的・機動的な大学運営の実現を図り、高度研究型大学としての発展に取組む

病院

- ・「地方独立行政法人大阪府立病院機構」を18年4月設立予定（都道府県立の病院の法人化として全国初）
- ・法人設立の準備業務をすすめており、法人の中期目標を18年2月議会に上程予定
- ・法人化により、「高度専門医療の提供と府域の医療水準の向上」、「患者・府民の満足度向上」及び「安定的な病院経営の確立」をめざして取組みをすすめる

試験研究機関

- ・試験研究機関のあり方、地方独立行政法人化の適否について検討

9. 地方公営企業の経営健全化

(新地方行革指針)

- ▶ 地方公営企業が供給しているサービス自体の必要性について検討するなど経営の総点検を行い、更なる経営健全化に積極的に取組む

基本的な取組方針

- ▶ 経営環境や社会経済情勢の変化を踏まえた経営改革を行い、より自立性の高い経営の実現

16年度までの主な取組

水道事業会計

- ・ 12年度に「大阪府水道部経営評価委員会」(H16.3「大阪府水道部経営事業等評価委員会」に改組)を設置し、経営の状況並びに建設事業の必要性及び効果等の評価を毎年度実施し、「経営レポート」として公表(H13~)
- ・ 施設の老朽化に対応した、計画的な改良更新を行うため、長期施設整備基本計画及び中期整備事業計画を策定するとともに、これらを踏まえた、中期の経営目標として中期経営計画を策定(H16)
- ・ 職員数の純減実績(H11.4.1~H16.4.1) 3.4%

中央卸売市場会計

- ・ 市場の施設管理を、大阪府食品流通センターへの委託から、入札等による市場からの直接契約に変更することによる経費節減
- ・ 職員数の純減実績(H11.4.1~H16.4.1) 15.8%
- ・ 査察業務の見直しによる査察職員の夜勤業務の廃止など、業務の効率化(H16より職員数6名減)
- ・ 保留地等の有効活用方策(H15:北門横保留地(約2,700㎡)、H16年度:バナナ加工場裏保留地(約500㎡)、17年度:配送車両用駐車場の整備・貸付け)
- ・ 毎年度経常収支比率等の目標値を定めて経営評価を実施・公表

17年度以降の主な取組

水道事業会計

- ・ 中期経営計画(17年度~21年度)及び大阪府行財政計画(案)に基づき、経営改善等に取組む
「大阪府水道部中期経営計画」

(主な事項)

- ・ 新たな水源計画に基づく、第7次拡張計画の見直し
 - ・ 安全で安定した給水に十分配慮しつつ、経営の安定化を図る観点から引き続き外部委託化等による業務の効率化をすすめる
 - ・ 物品調達や施設運営の大幅なコストダウンなど効率的な経営手法のあり方を検討・実施
 - ・ 大阪府行財政計画(案)に基づき、一般行政部門の枠組において、適正な定数管理及び人件費の抑制に取組む
- 中央卸売市場会計
18年3月、中期経営計画(17年度~21年度)を策定予定。
これに基づき経営改善等に取組む

「大阪府中央卸売市場中期経営計画」

(主な事項)

- ・ 中期財政収支計画を策定し、市場機能の低下をきたさないよう留意しつつ、単年度欠損額を抑制する取組をすすめる
- ・ 市場施設の利便性向上と市場事業会計の改善に資するため、保留地等の有効活用方策について検討を行う

16年度までの主な取組

地域整備事業会計、まちづくり促進事業会計

- ・13年8月、企業局事業について、「企業局事業の収支見通しと会計のあり方(案)」を策定し、事業の抜本的な見直しと今後の取組み方向に関する基本となる考え方をとりまとめ、分譲価格の引下げをはじめ分譲促進に向けた取組みを実施
- ・15年1月、「企業局事業の今後の方向について(案)」を策定し、企業の土地ニーズの変化に対応し、事業用定期借地権方式を本格導入するとともに、地元市町と連携した賃料減額や補助金制度等のインセンティブの拡充を実施

りんくうタウン産業用地契約率

14年度末 44.0% 16年度末 68.4%

- ・職員数の純減実績(H11.4.1~H16.4.1) 51.5%

17年度以降の主な取組

地域整備事業会計、まちづくり促進事業会計

- ・りんくうタウン、阪南スカイタウンにおけるまちづくりの早期実現
企業誘致と住宅地分譲の促進 契約率：約7割に(17年度末)
- ・概成事業(千里ニュータウン、泉北ニュータウン、堺・泉北臨海工業地帯、二色の浜)の資産処分の完了
保有資産の早期売却と関係機関への引継ぎの推進
18年度中に全ての資産処分完了を目指す
- ・事業収束に伴い、17年度末に企業局を廃止し、地域整備事業会計、まちづくり促進事業会計を建築都市部に移管

10. PFI手法の適切な活用（ESCO含む）

（新地方行革指針）

➤ PFI事業の積極的な活用

基本的な取組方針

➤ 民間活力を活かしたまちづくりの観点から、民間の技術・資金等の経営資源や創意工夫を活かしたPFI事業・ESCO事業を積極的に推進

〈PFI事業〉

- 16年度までの主な取組
 - ・PFI事業の検討手順等を示す「大阪府PFI検討指針」を策定（H14.2）
 - ・庁内に関係部局からなる「PFI検討委員会」を設置
 - ・PFIワーキング・グループを設置
- 17年度以降の主な取組
 - ・府有建築物は、PFIの効果が容易に把握できるシミュレーションソフト開発等を含む実務マニュアルを作成（H16）し、PFI事業の推進に活用
 - ・府営住宅は、PFI等民間活力を導入し、建替えと、それにより生み出す用地の活用を併せた事業コンペ等を行うことにより、建替えの前倒しを図る
 - ・有識者が参画したPFIワーキング・グループを活用し、さらなる取組を検討

〈ESCO事業〉

- 16年度までの主な取組
 - ・ESCO事業の推進を目的とし「ESCO推進マスタープラン」を策定（H14.2）
 - ・「ESCOアクションプラン」を策定（H16.7）
- 17年度以降の主な取組
 - ・アクションプランを踏まえ、警察署、学校施設、その他の複合型施設等、より広汎な府有施設への展開を図るとともに、府有施設のみならず、大阪府内の市町村や民間ビルへの普及促進を図る

PFI事業の実績

事業名	内容	進捗状況
江坂駅南立体駐車場整備事業	立体駐車場及び附帯施設の設計、建設、管理、運営	H14.11 供用開始
大阪府営東大阪島之内住宅民活プロジェクト	府営住宅整備と用地活用を一体的に行う事業	H16.12 事業契約締結
大阪府警察寝屋川待機宿舎建替整備等事業	待機宿舎の施設整備事業、維持管理業務	H17.3 事業契約締結
水と緑の健康都市第1期整備等事業	土地区画整理事業（区画整理事業では全国初）	H17.10 事業契約締結
（仮称）水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業	区域内の小中一貫校を地元市とともに整備、維持管理	H18.2 特定事業選定
大阪府営筆ヶ崎住宅民活プロジェクト	府営住宅整備と用地活用を一体的に行う事業	H17.12 落札者決定
大阪府警察金岡单身寮整備等事業	单身寮の施設整備事業、維持管理業務	H18.1 特定事業選定
大阪府立消防学校再整備等事業	消防学校の施設整備事業、維持管理・運営業務	H18.1 実施方針公表

ESCO事業の実績

事業名	ESCOサビ入期間
母子保健総合医療センター	14～25年度
府民センタービル（三島・泉南・南河内・北河内）	15～24年度
急性期・総合医療センター	16～27年度
障害者交流促進センター	16～27年度
教育センター	16～24年度
池田・府市合同庁舎	16～27年度
呼吸器・アレルギー医療センター	17～28年度
マイドームおおさか	17～31年度
労働センター	17～31年度
門真運転免許試験場	18～28年度
中河内府民センタービル	18～32年度
府庁舎 本館・別館	19～28年度
体育会館、青少年海洋センター 本館・ファミリー棟	19年度～（予定）

11. 地域協働の推進

(新地方行革指針)

- 活動場所の提供、中間支援団体の設置、まちづくり協議会や地域自治区等の活用など、活動主体との連携・協力
- 地域協働を実践するため、個々の職員の意識改革や勤務体制の整備

基本的な取組方針

- 府民・NPOとの実りある協働の実現に向け、さらなる取組みをすすめる

16年度までの主な取組

- ・「大阪府NPO活動活性化指針」(H12.4)に基づき、NPO活性化に向けて総合的な施策展開を推進
- ・府政の各種課題をテーマにNPOからの提案公募事業を実施
(H12~)
- ・NPOに専門能力を持つ人材を派遣し、運営力強化を図るNPO運営マネジメント支援事業を実施(H12~)
- ・ボランティア・NPOとの協働事業推進に向けた職員研修を実施
(H12~)
- ・NPOとの協働事業推進に向けて、「NPOとの協働を進めるためのガイドライン」を策定(H13.9)
- ・大阪NPOプラザの整備(H13)
- ・アドプト・プログラム〔府民や地域・企業と協働で道路や河川の清掃・緑化活動〕の実施及び府内全域への展開
- ・NPOとの実りある協働の実現に向け、「大阪府NPO協働推進計画」を策定(H16.4)
- ・府政の課題解決に向け、実践的な活動をしているNPOとの意見交流を実施(H16~)

17年度以降の主な取組

- 各部NPO協働推進担当を設置(H17実施)
- NPOからの提言・提案を施策立案に活かすため、各部局に協働推進担当を配置
- 協働マニュアルの見直し
- 全庁的協働ルールを確立するため、協働の形態ごとの具体的な進め方など、「NPO協働マニュアル」の見直しを図りつつ、協働事業を推進
- 府民ニーズに応じた公共サービスの提供
- NPOとの意見交流の場を通じて、公共的課題やその解決方策について共通認識を図り、NPOとの協働により、府民の求めている公共サービスの提供に努める
- 協働事業の評価結果を今後の協働推進施策や施策評価へ活用
- 協働事業のプロセスや成果などについて、総合的・客観的視点から評価を行い、その成果を今後の協働推進の施策や施策評価へ活用
- 地域の課題解決力向上を支援する仕組みの検討
- 地域における府民活動を応援するため、NPOの活動支援拠点施設である「大阪NPOプラザ」の機能充実を図るなど、地域における課題解決力向上を支援する仕組みづくりを検討
- アドプト・プログラムなど府民参加のまちづくりの推進
- アドプト・プログラムやワークショップなど、府民参加をさらにすすめる、府民とともに地域のまちづくりを推進

府内の NPO 法人数

	12 年度末	17 年 12 月末
NPO 法人数	274 法人	1,909 法人

主な協働の実績

	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
政策形成過程への参画	6	14	20	19	12
委 託 (件)	17	22	42	42	25
補 助 金 (制度)	6	9	11	11	9

府民参加の推進

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年 12 月末
アドプト・プログラム (参加人員実績)	296 箇所 (約 33 千人)	377 箇所 (約 38 千人)	454 箇所 (約 43 千人)	487 箇所 (約 44 千人)

12. 市町村への権限移譲等

(新地方行革指針)

- 「条例による事務処理の特例」(地方自治法第252条の17の2)を積極的に活用し、市町村に対する抜本的な事務権限の移譲を検討

基本的な取組方針

- 地域に関わる行政をより総合的に展開できるよう、市町村へのさらなる権限移譲等をすすめる

16年度までの主な取組

市町村の自主的な判断と選択に基づき事務移譲を行う「大阪版地方分権推進制度」を活用して、市町村への権限移譲を推進し、これまで(H10~16)にまちづくり分野を中心に67事務を移譲

【主な実績】

市町村の行政体制整備への支援

「市町村振興補助金」の再編(H11)

地方分権の推進や行政改革・広域行政など、市町村の自律性を高める取組を支援する制度に再編

特例市への移行を支援

・豊中市、茨木市、吹田市、枚方市、八尾市、寝屋川市(H13移行)

・岸和田市(H14移行)

中核市への移行を支援

・高槻市(H15移行)

・東大阪市(H17移行)

17年度以降の主な取組

政令指定都市への移行を支援

堺市(H18移行)

市町村への事務移譲

「大阪版地方分権推進制度」に基づき、のべ71事務を移譲

(下表参照)

関連事務の一括移譲

・総合的な行政の展開や住民サービスの向上を図る観点から、17年度に府、市長会、町村長会による分権協議会において、関連する事務の一括移譲を視野に入れた「大阪版地方分権推進制度」の見直しを検討

・分権協議会における議論を踏まえ、市町村への関連事務の一括移譲に取り組む

府単独市町村補助金の統合・メニュー化、交付金化

市町村の自主性や自立性を尊重し、効率的、効果的な行政運営が期待できる補助金の統合・メニュー化を検討

「大阪版地方分権推進制度」(9年度創設)を活用した事務移譲実績

年度別移譲事務数(71事務)

福祉分野を中心に	14事務	(10年度)	まちづくりを中心に	16事務	(15年度)
まちづくりを中心に	16事務	(11年度)	まちづくりを中心に	8事務	(16年度)
まちづくりを中心に	8事務	(12年度)	まちづくりを中心に	7事務	(17年度)
まちづくりを中心に	26事務	(13年度)	同一事務であっても複数年度で移譲した場合は、各年度で計上		
まちづくりを中心に	11事務	(14年度)			

13. 出先機関の見直し

(新地方行革指針)

- ▶ 都道府県の出先機関について、市町村合併による市町村の行財政能力の拡充等の状況を踏まえ、市町村への権限移譲を前提として抜本的にそのあり方を検討

基本的な取組方針

- ▶ 施策評価の実施や行政の守備範囲の明確化等により、事務事業の見直しや出先機関の再編を行う

16年度までの主な取組

- ・これまで（H5～16）に府民センターの廃止や府税事務所の再編など約5割（H5：196 H16：100）の出先機関数の見直しを実施

17年度以降の主な取組

- ・電子申請等IT化の普及等を踏まえた窓口機能のあり方や市町村合併等の動向を踏まえた府の役割精査を含め、出先機関のあり方についても検討

出先機関統廃合実績

年 度	出先機関数	主な統廃合の内容	年 度	出先機関数	主な統廃合の内容
H 5	1 9 6		H 1 2	1 1 0	府税事務所の再編（21所 12所） 保健所の再編（22所7支所 15所14支所）等
H 6	1 8 4	府民センターの廃止（7所）等	H 1 3	1 0 9	児童福祉施設の廃止
H 7	1 8 3	婦人会館の廃止	H 1 4	1 0 3	労働事務所の再編（3所 1所） 公園事務所の再編（5所 4所）等
H 8	1 7 5	農林水産部出先機関の再編（19所 10所）等	H 1 5	1 0 0	公園事務所の再編（4所 3所）、高槻保健所廃止等
H 9	1 7 4	公衆衛生専門学校の廃止	H 1 6	1 0 0	
H 1 0	1 7 4		H 1 7	9 8	自動車税事務所の再編（3所 1所）
H 1 1	1 6 8	地域農業改良普及センターの廃止（4所）等			

14. その他行財政改革の取組

(1) IT社会の実現に向けて

基本的な取組方針

▶ 府民・企業が ITの利便性を実感できる社会の構築をめざす

16年度までの主な取組

- ・「電子府庁(e-ふちょう)アクション・プラン」を策定(H12)
- ・本庁一人一台パソコン体制を整備(H13)
- ・電子申請システムの導入(H13)
- ・府と府内全市町村で「大阪電子自治体推進協議会」を設立(H14)
- ・総務サービスセンター開設に向けシステムの開発に着手(H14)
- ・「大阪府建設CALS/ECプロジェクト推進会議」を設立
(H14)
- ・行政文書管理システム本庁稼働(H15)
- ・電子入札システムの導入(H15)
- ・「大阪府IT推進懇話会」提言(H15)
- ・「大阪府IT推進プラン」を策定(H15)
- ・建設CALSのシステム開発に着手(H16)
- ・総務サービスセンター稼働(H16)
- ・大阪府ITステーション開所(H16)
- ・入札契約センター開設(H16開設準備、H17開設)

ほか

17年度以降の主な取組

16年3月に策定した「大阪府IT推進プラン」に基づき、取組を推進

大阪バーチャル府庁の構築(電子申請の拡充)

電子化するにあたり課題がなく、実施効果が見込める手続については全てオンライン化を図るとともに、携帯電話に対応した電子申請を導入し、サービスを向上

大阪バーチャル府庁の構築(電子調達の本格導入)

電子調達システムの機能強化と入札・契約制度の改善を図りながら、建設工事における電子入札対象範囲の拡大、物品調達・委託役務等業務における電子入札の導入など、順次、電子入札の範囲を拡大し、全部局の調達業務を電子化

大阪バーチャル府庁の構築(府税の電子申告)

・全国の地方自治体で共同して推進する地方税(法人二税)の申告手続の電子化について、本格運用(H17.1~実施)

・国がすすめる自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)化の一環である自動車税・自動車取得税の申告手続などの電子化を実施(H17.12~)

コンタクトセンターの設置検討

府庁のIT化の進展等により、窓口機能としてのホームページの重要性が増すなか、情報の所在や検索方法等に関する質問や電子申請等にかかる操作上の問合せに即答できるヘルプデスク機能をもったコンタクトセンター(コールセンター)の設置・運営について検討

(2) 新たな自治システム

大阪都市圏にふさわしい新たな自治システム

基本的な取組方針

▶ 大阪都市圏にふさわしい自治システムの実現に向けた取組をすすめる

16年度までの主な取組

- ・14年2月から学識経験者による「大阪府地方自治研究会」において研究
- ・研究会において、新たな制度(大阪新都)の案を提言(H16.10)
- ・報告において提案された広域連合型の案をもとに大阪市と議論

17年度以降の主な取組

- ・大阪府地方自治研究会の報告において提案された広域連合型の案をもとに、府として制度の詳細について検討を開始あわせて、大阪都市圏にふさわしい新たな自治システムのあり方について大阪市とも議論
 - ・最終報告などを踏まえながら、引き続き研究をすすめ、国や府内市町村等と幅広く協議するなど、実現に向けた取組をすすめる
- 新たな自治システムの研究
大阪府地方自治研究会における検討結果も踏まえ、府民・市民、各界からの意見も参考に研究をすすめ、大阪市との研究会などの場を活用して、幅広く議論するとともに、国へも働きかける

《大阪府地方自治研究会 最終報告》

大阪都市圏における新しい自治システムの構築(研究会提案の概要)

大阪府を廃止し、新しいタイプの広域連合である「大阪新都機構」を設置。大阪都市圏全体にわたる計画・政策策定、広域の見地からの事業実施など広域行政を総合的、一元的に実施

市町村は、広域連合である「大阪新都機構」を構成するとともに、国や大阪府から権限移譲を受け、住民に身近な行政を自立的に執行
広域的な特定行政分野ごとに「大阪新都広域法人」を設置し、経営管理的手法等により、効果的・効率的に事業を執行

政令指定都市においては、住民自治の充実の観点から「地域自治区」の活用を検討

大阪市との連携強化・二重行政の解消

基本的な取組方針

▶ 大阪府と大阪市の一層の連携方策について、引き続き協議をすすめる

16年度までの主な取組

- ・13年11月に大阪市と共同で「新しい大都市自治システム研究会」を設置し、新たな自治システムの研究、個別の行政課題について事業の共同化や役割分担の見直し、連携の強化などを協議
- ・15年6月に研究会での検討状況を整理した「中間整理」を公表

17年度以降の主な取組

- ・大阪市との役割分担の見直しや事業の共同化、一元化など、一層の連携方策について、引き続き協議をすすめ、可能なものから着手（中間整理の3項目に加えて、合計8項目について成果）
- ・18年2月に知事と大阪市長との首脳懇談会を開催。研究会に一定の区切りを付けるとともに、これまでの成果を継承・発展させるための後継組織の設置について合意

《「新しい大都市自治システム研究会」中間整理 個別課題の取組状況》

具体的な結果のでているもの	3項目	・市内6河川の管理権限の移譲 など
基本的な方向について合意し、具体的に協議しているもの	9項目	・防災・危機管理施策 ・国有財産の境界確定 など
引き続き検討協議を行うもの	30項目	・文化・芸術振興施策 ・中小企業に対する金融施策 など

事業共同化・役割分担の見直し

研究会の後継機関などの場を活用して、引き続き協議をすすめ、可能なものから具体的な取組に着手

広域行政の推進

基本的な取組方針

▶ 府県域を越える広域的な自治制度のあり方等について引き続き議論をすすめる

16年度までの主な取組

- ・経済界、2府7県3政令市等で構成する「分権改革における関西のあり方に関する研究会」において、広域的な自治組織のあり方として、広域連合制度の活用検討を提案
- ・全国知事会の道州制研究会に参画

17年度以降の主な取組

- ・経済界、2府7県3政令市で共同設置した「関西分権改革推進委員会」において「関西広域連合」の実現可能性を具体的な広域課題に照らして検討
- ・全国知事会の道州制特別委員会に参画
- ・近畿ブロック知事会議において広域的な地方制度のあり方について議論を開始

府県域を越える広域的な自治制度のあり方

道州制をはじめとする府県域を越える広域的な行政システムのあり方については、大阪都市圏にふさわしい新たな自治システムのあり方とあわせて、関係方面と幅広く議論をすすめる。また、府県域を越える行政課題について、広域連合制度などの現行制度の活用も視野に入れつつ、各府県との連携を深める

市町村合併の推進

基本的な取組方針

▶ 大阪都市圏にふさわしい市町村の行財政基盤を確立するため、市町村合併を推進

16年度までの主な取組

市町村合併を推進するため、合併に関する気運を醸成するとともに、合併協議や合併後のまちづくりなど合併に向けた市町村の取組を支援

- 「市町村合併推進要綱」の策定（H12.12）
- ・市町村や住民が合併問題について検討する際の参考や目安として策定。30通りの合併パターンを提示
合併に関する気運の醸成（H12～）
- ・府内5箇所地域シンポジウムを開催
- ・市町村職員や民間団体が行う勉強会等への講師派遣
- ・啓発パンフレットの作成・配布
- ・ケーススタディ調査の実施
- ・府内13箇所に市町村合併情報コーナーを設置
市町村合併推進事業補助金制度の創設（H13～16）
- ・合併協議会の運営経費、市町村や公共的団体等が行う合併に関する調査研究・普及啓発事業に対して、必要経費の1/2以内を補助
大阪府市町村合併支援本部の設置（H13.7）
大阪府市町村合併支援プランの策定（H14.7）
・改定（H15.2）
- ・合併協議会への職員派遣、運営費助成
- ・地域版支援計画の策定（府事業の実施、市町村事業支援）
- ・市町村振興補助金（合併分）、市町村施設整備資金貸付金の金利低減措置等による支援
合併に関する市町村の取組
- ・府内44市町村のうち34市町村が、合併に関する取組（協議会・研究会等）をすすめる、堺市と美原町が17年2月に合併

17年度以降の主な取組

大阪都市圏における基礎自治体の役割や分権時代における合併の意義等についての議論を喚起するとともに、市町村合併について広く府民に理解を求めるなど、市町村合併に向けた取組をさらに強化

自治体の将来像に関する議論の喚起（気運の醸成）
シンポジウム「これからの自治体について考えよう
～地域主権の実現に向けて～」を開催（H17.9）

合併新法（5年の時限法：H17.4～22.3）に基づく取組
「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」の作成について意見を聴くため「大阪府市町村合併推進審議会」を設置（H17.10）
中間答申予定（H18.6頃）
・府内における市町村の望ましい姿、合併の推進の必要性等
・市町村の現況及び将来見通し
最終答申、構想作成予定（H18～19末）

(3) ストックの活用

企業誘致の促進とまちづくりの早期実現（企業局事業の収束）

基本的な取組方針

➤ 引き続き事業収束に向け、企業立地の促進等を図ることにより、新たな産業拠点の形成・良質なまちづくりをめざす

16年度までの主な取組

＜企業局事業における事業計画の見直しと今後の事業の取組方向について基本となる考え方をとりまとめ（H13.8）、早期の事業収束に向けて取組を進めた＞

- ・りんくうタウン・阪南スカイタウン
 - 競争力のある価格設定や土地利用の見直しを中心とした事業計画の抜本的な見直し
 - 一般会計による公共施設の整備・買取（りんくうタウン）
 - 住宅用地における競争力ある価格設定と民間ノウハウの活用による分譲促進（阪南スカイタウン）
 - 産業用地に事業用定期借地権方式を本格導入、地元市町と連携した賃料減額や補助金制度等のインセンティブの拡充（H15.4）
- ・水と緑の健康都市事業
 - 事業見直しと他会計への移管
- ・概成事業
 - 千里・泉北ニュータウン等における企業局資産の早期処分
- ・その他
 - 局出資法人の統廃合及び財産活用に向けた検討

17年度以降の主な取組

産業用地における企業誘致の促進

事業用定期借地権方式と、地元市町と連携した賃料減額や補助金制度などの活用により、企業誘致を促進

住宅用地における分譲促進

引き続き、競争力のある価格設定と、いわゆる「民間卸^{みんかんおろし}」など、民間へのアウトソーシングを中心とする多様な販売手法により、宅地分譲を促進

概成事業の資産処分の完了

保有地の売却や地元市への引継ぎ等をすすめ、早期完了をめざす
局出資法人の財産活用

17年10月31日に（財）千里センター、（財）泉北センターを解散し、11月1日に（財）タウン管理財団（臨海・りんくうセンターから名称変更）に事業等を継承。残余財産は府に帰属

企業局組織の廃止

17年度末に廃止し、他部局に会計・事業を移管

主要プロジェクトの点検

基本的な取組方針

- 面的開発プロジェクトや鉄軌道整備について厳しく点検・評価を行い、適切なリスク管理に努めながら、早期に事業効果が発揮できるよう取組む
- 新庁舎(行政棟・議会棟)については、緊急取組期間中は着手を見合わせる

16年度までの主な取組

- ・主要プロジェクトのうち、面的開発プロジェクトや鉄軌道整備については、事業の今日的意義や採算性などの観点から厳しく点検・見直しを行い、企業局事業の収束、水と緑の健康都市事業の計画見直しなどを決定、岸和田コスモポリス事業を終息
- ・早期事業完了をめざし、企業誘致・分譲促進方策を展開
 - 事業用定期借地権方式の導入、用途地域変更による誘致対象施設の拡大、国際交流特区の活用、地元市町と連携した立地インセンティブの導入など
- ・新庁舎(行政棟・議会棟)の着手を見合わせ、庁舎の規模、機能、整備手法等を検討
- ・旧来型のハコモノ行政から脱却し、主要な府立施設構想を廃止
- ・新たな府主導の面的開発プロジェクトとは決別
- ・主要プロジェクトのチェックシステムを構築
 - 進捗状況等の点検・公表、必要に応じ外部評価を実施

17年度以降の主な取組

- りんくうタウン
15年4月に本格導入した事業用定期借地権方式と、地元市町と連携した賃料減額や補助金制度の活用により、企業誘致の促進を図る
- 和泉コスモポリス
(株)和泉コスモポリスが所有する土地はすべて契約済となり、11月に解散。早期の事業完了を目指す
- 阪南港阪南2区整備事業
地元市・地元商工会議所一体となって企業誘致を推進。建設発生土等を活用して段階的整備を行うとともに、一層のコスト縮減を図る
- 水と緑の健康都市
徹底したコスト縮減による事業費の抑制と、PFIの導入による財政負担の軽減・平準化、民間ノウハウを活用した保留地分譲を進める
- 国際文化公園都市モノレール(阪大病院以北)
引き続き開発者の適切な負担を前提に、建設費及び運行経費の節減を図りつつ、彩都の開発熟度に合わせた整備を行う
- 新庁舎(行政棟・議会棟)
緊急取組期間中は引き続き着手を見合わせ、その間、庁舎の規模・機能・整備手法等を精査検討する
ほか

主要プロジェクト評価（17年度）

評価対象

府が実施または関与する主要な面的開発プロジェクト、鉄軌道整備、主要施設整備

評価結果

主要プロジェクトごとの具体的な対応方針を決定

面的開発プロジェクト（8事業）

早期完了に向けて企業誘致等をすすめる

津田サイエンスヒルズ	南河内・健康ふれあいの郷
りんくうタウン	阪南スカイタウン
国際文化公園都市シンボルゾーンの形成	和泉コスモポリス

一層のコスト縮減と段階的整備など適切なリスク管理に努める

阪南港阪南2区整備事業

徹底したコスト縮減とPFI導入による財政負担の軽減・平準化を図る

水と緑の健康都市

鉄軌道整備（5事業）

一層のコスト縮減と採算性の確保・見極めに取り組む

国際文化公園都市モノレール(阪大病院以北)	大阪外環状線鉄道
西大阪延伸線	中之島新線

将来構想として需要と採算性を見極めを行う

大阪モノレール(門真以南)

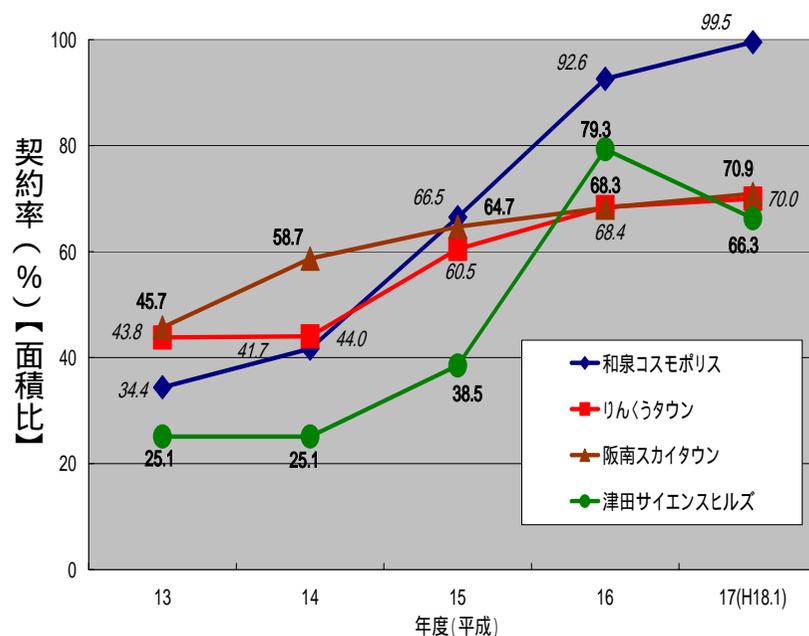
主要施設整備（1事業）

引き続き着手を見合わせ、規模・機能・整備手法等の精査検討を行う

新庁舎（行政棟・議会棟）

企業誘致等をすすめているプロジェクトの進捗状況

分譲・定期借地の契約状況



府有施設等の有効活用

基本的な取組方針

- 社会経済情勢の変化や行財政改革の取組により、低・未利用の状況にある府有施設等については、引き続き他用途への転用など有効活用を推進

16年度までの主な取組

学校の余裕教室の活用

- ・開かれた学校づくりと既存資源の有効活用による府民活動の活性化を図る観点から、府立高校の余裕教室の開放を推進

14年度	15年度	16年度
学習等の「場の提供」(モデル的な取組として26校で実施)	50校に拡充	60校以上に拡充

新たな課題に対応した施設への活用

- ・旧淀川府税事務所 大阪府 IT ビジネスインキュベータ(13年度)
- ・旧福島府税事務所 大阪 NPO プラザ(14年度)
- ・旧天王寺府税事務所 大阪府 IT ステーション(16年度)

など

17年度以降の主な取組

府営住宅駐車場の活用(H19実施)

府営住宅駐車場には一定の空き区画が存在し、さらに今後入居者の高齢化に伴い、空き区画の増加も予測されることから、既存ストックの有効活用の観点より、入居者以外の府民への使用拡大について、19年度一部実施

府職員宅舎(鳴野宅舎)の警察職員待機宿舎への転用(H17実施)
警察職員待機宿舎の整理と統合(西及び清水谷待機宿舎の廃止)を図る中で、既存ストックの有効活用の観点から府職員宅舎(鳴野宅舎)を転用

庁舎施設の効率的活用と庁舎借り上げ料の縮減等(H17実施)

事務の効率性、経済性を考慮し、庁舎施設全体の効率的かつ有効な活用を図るとともに、借上料等の縮減、使用料の徴収に向けた方策を検討・実施

阪南公舎の廃止

老朽化が著しく、近年の入居者が減少している状況を踏まえ、廃止府有施設や未利用地の広告媒体等としての活用検討(H17実施)

府有施設や未利用地の有効活用を図る観点から、民間の広告設置等による収入確保策を検討。17年度は、パスポートセンター壁面に民間企業広告を掲示

(4) 建設事業の重点化

基本的な取組方針

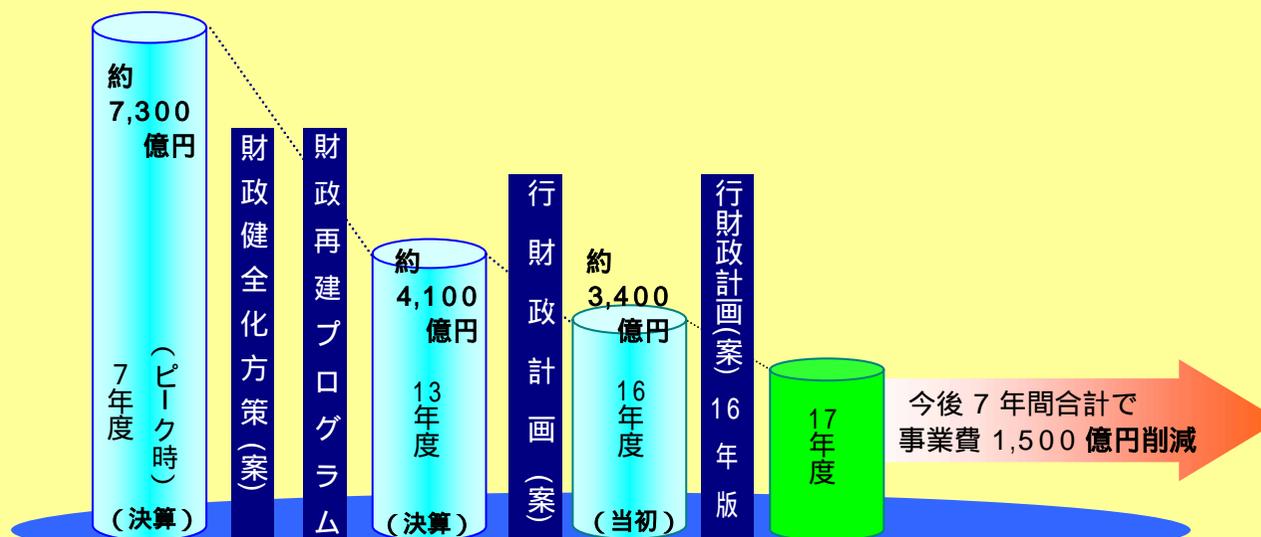
- 厳しい財政状況の中、建設事業については、事業の緊急性や費用対効果などの視点から、一層の事業優先度の精査を行い、重点化を図る

16年度までの主な取組

これまでの計画	策定年月	国庫補助事業	単独事業	備考
財政健全化方策(案)	8.8		30%カット	対 当初予算比
財政再建プログラム(案)	10.9	10%カット	50%カット	対 当初予算比
大阪府行財政計画(案)	13.9	10%カット		対 当初予算比
大阪府行財政計画(案) 平成16年(2004年)版	16.11	10%カット		対 当初予算比

17年度以降の主な取組

- ・建設事業のさらなる重点化を行い、建設事業費のおおむね10%を削減。またこれに伴い、起債発行の減による公債費の縮減を図る(H17実施)



(5) 職員の意識改革

基本的な取組方針

- ▶ 能力開発の充実にあわせ、組織目標の明確化や職員一人ひとりが業務改革に取り組むことにより、顧客(府民)志向の改革マインドの醸成を図る

16年度までの主な取組

勤務意欲の向上、能力開発等の主な取組

- ・ 民間実務研修を開始 (H10)
- ・ 庁内公募制度 (公募により希望職務に人事配置) の拡充 (H10)
- ・ 長期自主研修支援制度の導入 (H11)
- ・ 勤労意欲に関する職員意識調査の実施 (H11)
- ・ 特許等発明者への補償金上限額の緩和 (H11)
- ・ 短期自主研修制度の導入 (H13)
- ・ 政策提言サポートシステムの導入 (H13)
- ・ 女性の登用等に関する意識調査の実施 (H13)
- ・ チャレンジ JOB システムの導入 (H14)
- ・ E - ボードシステム ~ やる気掲示板 ~ の導入 (H14)
- ・ 優秀職員表彰の創設 (H14)
- ・ 任期付研究員制度の導入 (H14)
- ・ 任期付職員制度の導入 (H15) ほか

17年度以降の主な取組

能力開発 (スキルアップ) のさらなる充実

民間の経営感覚や発想をさらに府政に浸透させるため、幹部職員研修の対象を拡大するとともに、若手職員の民間派遣研修制度創設など民間のCS (顧客重視主義) 意識の向上に関する研修を拡充し、職場での実践的な取組へつなげる

組織目標の明確化と共有

年度当初に、部局ごとに「部局運営方針 (戦略プラン)」を、職場ごとに「職場チャレンジシート」をそれぞれ作成し、組織全体での目標の明確化と共有をめざす

現場に根ざした改革の推進

府民サービスの向上や業務改革など、職場ごとの自主的な取組 (チャレンジ2005) をすすめることにより、現場に根ざした全庁的な業務改革運動への発展をめざす

教職員評価制度の処遇への反映

教職員の資質向上を図る観点から、教職員の評価制度をより実効性のあるものとするため、評価を処遇へ反映させるなど効果的な活用方策について検討する

(6) 総合的な行政評価システムのさらなる充実

基本的な取組方針

➤ 施策評価のより効果的な活用手法の整備と建設事業評価システムの充実を図る

16年度までの主な取組

- ・全国でも早い時期（H11）から「行政評価システム」を導入し、4つの評価類型（事務事業評価、建設事業再評価、主要プロジェクト評価、公営企業の経営評価）でスタート
- ・その後、事務事業評価を施策評価へと発展させるとともに、外部委員による事前、事中、事後にわたる建設事業評価システムの確立や、公の施設評価の導入を行うなど、「あらゆる業務を評価する」、「事業のあらゆる段階で評価する」、「外部の目でも評価する」という、総合的な行政評価システムを構築

17年度以降の主な取組

- 施策評価によるさらなる施策再構築の推進
 施策評価については、予算編成プロセスの改革のもと、各部局が自ら目標設定を行い、評価結果などを活用して施策の再構築を行うことで、施策の選択と集中をすすめる
- 建設事業評価におけるより早い段階から評価を始める仕組の検討
 建設事業評価については、事業類型ごとに実態に即した、より適切な評価時期、評価手法について検討を行う。また、地域に与える影響が大きい事業や多額の財政負担を伴うような事業等について、計画段階（構想段階）で素案を公表し、府民の意見も踏まえながら段階的に計画としての熟度を高めていくような、より早い段階から評価を開始する仕組について検討

【 施策 評価 】

施策評価（事務事業評価）の結果概要と見直しによる効果額

		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
評価対象 （施策数・事業数）		1,173 事業	1,153 事業	287 施策 1,810 事業	275 施策 1,843 事業	277 施策 1,850 事業	275 施策 1,869 事業	273 施策 1,851 事業
今後の 方向性	拡大	22 件	4 件	17 件	8 件	7 件	3 件	1 件
	見直し	264 件	196 件	330 件	205 件	168 件	136 件	122 件
	休止・廃止	145 件	128 件	273 件	202 件	180 件	195 件	165 件
次年度当初予算における削減効果額 （ ）内は一般財源ベース		190 億円 (160 億円)	195 億円 (100 億円)	206 億円 (81 億円)	151 億円 (43 億円)	60 億円 (38 億円)	65 億円 (31 億円)	50 億円 (27 億円)

13～17年度における施策評価の評価結果

優先順位	基本的な方向	事業数				
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
「AAA」	「拡大」又は「継続」する事務事業	305事業	350事業	378事業	403事業	416事業
「AA」	「継続」又は「見直し」を行う事務事業	1,068事業	1,133事業	1,143事業	1,204事業	1,216事業
「A」	「見直し」又は「休止・廃止」を行う事務事業	437事業	360事業	329事業	262事業	219事業

【建設事業評価】

建設事業評価の取組状況

17年度建設事業評価結果

【評価対象】

事前評価 18年度に新たに着手予定の主な建設事業
 再評価 事業採択後5年未着工又は10年以上継続中の事業等
 再々評価 再評価実施後、一定期間（5年）が経過している事業
 事後評価 事業完了後概ね5年程度経過した事業のうちから代表的事業を抽出

【評価結果】

事前評価 43件（うち外部評価14件） 「事業実施」43件
 再評価 11件（外部評価） 「事業継続」11件
 再々評価 6件（外部評価） 「事業継続」4件、「条件付き事業継続」2件
 事後評価 1件（外部評価）

（注）上記評価件数には、大阪府建設事業評価委員会の意見具申（1/31）を受け、府の対応方針を策定中のものを含む

(7) 危機管理システム

基本的な取組方針

▶ 府民の安全・安心を確保するための危機管理システムを構築

16年度までの主な取組

危機管理体制の整備などの取組実績

(危機管理体制の整備)

- ・緊急テロ対策本部の設置(H13.11)
 - ▶ 米国同時多発テロの発生(H13.9)を契機に体制整備
- ・防災・危機管理対策推進本部を設置(H14.4)
 - ▶ 自然災害だけでなく社会的影響の大きい事件、事故にも迅速・的確に対応
- ・危機管理室の設置(H15.5)
 - ▶ 危機事象が発生した場合に、所管部局への適切な助言や支援を行う等、迅速かつ円滑な初動体制等を確立
- ・危機管理情報担当(危機管理室兼務・併任)を各部局に配置(H15.5)
 - ▶ 危機事象に関する情報の迅速な伝達と早期の情報共有

(府県間の連携)

- ・近畿ブロック危機管理等連絡会議の設置(H16.6)
 - ▶ 近畿2府4県における広域的な連絡組織を設置し、緊急時の連絡体制【危機管理ホットライン】を確立

(H17.2 2府7県に拡大)

(危機管理対応指針等の策定)

- ・危機管理対策の基本的枠組である「危機管理対応指針」を策定(H15.1)
 - ・「NBCテロの対処現地関係機関連携指針」の策定(H15.1) など
- NBCテロ：核・生物・化学によるテロ

17年度以降の主な取組

知事直結型の危機管理体制の整備(H17実施)

危機発生に際し、知事の直接指示の下で、全庁的な指揮・調整を行うなど、危機管理を統括する知事直結型の危機管理体制を検討し、危機管理監を設置(H17.4)

広域的な連携体制の強化(H17実施)

- ・近隣府県との広域連携を強化するための相互応援協定など広域的課題の共同検討を推進
- ・市町村、警察、消防、自衛隊等関係機関との連携を強化

危機管理人材の計画的な育成

職員等の危機管理能力、危機に際しての対応能力の向上を図るため、あらゆる職階の職員を対象とした計画的な危機管理研修を実施

組織の危機管理マネジメント能力の向上(H17実施)

危機事象に即した実践的な危機管理マニュアルの策定・見直しを行うなどにより、危機に対する組織のマネジメント能力の向上を図る

T活用による防災情報の収集・提供システムの整備

- ・防災情報や道路、河川、ライフライン等被災情報の府民への提供システムを検討
- ・府民への災害発生時における情報収集・発信力の強化や情報共有体制の充実に向け、防災ポータルサイトの開設、防災情報メールの配信・高所カメラの設置等を実施

(8) 自主財源の確保

基本的な取組方針

- 引き続き、府税収入の確保、府有財産の売払いの促進による自主財源の確保に取り組む

取組の目標

- 17～23年度の7年間で総額840億円程度の歳入確保

16年度までの主な取組

府税収入の確保に向けた取組

- ・ 課税調査や滞納整理の充実強化など税収確保に積極的に取組む
- ・ 不動産の中間登記省略調査等課税捕捉調査の強化や高額滞納事案の集中処理による滞納整理の充実強化などの取組により、積極的に税収を確保

府有財産の売り払いの促進

- ・ 府有財産の効果的かつ効率的な活用を図る観点から、全庁的な検討体制のもと、低未利用財産及び用途廃止予定財産の他の用途への転用を推進
- ・ 利用する計画のない土地については、積極的に公用廃止・売却

17年度以降の主な取組

府税の徴収向上

課税調査や滞納整理の充実強化など税収確保に積極的に取組む。特に、個人府民税の直接徴収体制を構築し、徴収向上に向けた取組を強化するなど従来の対策と合わせてさらなる取組をすすめ、府税の徴収向上に努める

府有財産の売払い

- 職員宅舎の廃止や府営住宅の建替により生み出された府有地等について、庁内全体での活用の検討や地元市町村の活用意向を把握するなど、必要な手順・手続きを踏んだ上で処分可能な府有地について引き続き売払いに努める
- ・ 大阪府職員宅舎・教職員住宅等の廃止による施設跡地
 - ・ 府営住宅建替えにより生み出す用地・府立高校再編整備に伴う施設跡地等
 - ・ 廃川・廃道敷、施設跡地等の普通財産・低・未利用の行政財産

課税調査・滞納整理の推進による府税収入の確保

9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度 (見込)	18年度 (当初)
145億円	160億円	201億円	196億円	228億円	41億円	48億円	35億円	30億円	30億円

(注) 14年度からは大阪府行財政計画(案)で、さらなる取組による効果額のみを記載

府有財産(土地)の売り払いによる歳入の確保

8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度 (見込)	18年度 (当初)
47億円	46億円	66億円	120億円	81億円	76億円	105億円	128億円	107億円	143億円	127億円

(注) 17年度は最終予算ベース

(10) 適正な受益と負担

基本的な取組方針

➤ 引き続き、受益と負担の適正化を追求

16年度までの主な取組 使用料・手数料の見直し

- ・法令等の改正に伴って適宜改定。概ね4年に一度、その間の経済情勢等を踏まえ、全面的な点検・見直し
- ・適正な受益者負担を求める観点から、コストや受益の度合いを勘案しつつ、個別に見直し

課税自主権の活用

- ・大都市圏特有の緊急かつ膨大な財政需要に対処するため、中小法人の税負担に配慮しつつ、法人事業税、法人府民税法人税割について超過課税
- ・「税制改革素案」(H12.9)の検討結果を踏まえ、大阪の再生に向けた緊急重要課題に対処するため、法人府民税均等割の超過課税や創業・産業集積促進税制を導入(H13.4)
- ・銀行業を行う法人に対して、法人事業税の課税標準の特例措置(いわゆる銀行税)を導入(H12.6)(適用期間は、H15.4~H16.3)

17年度以降の主な取組

府立高校納付金の改定

府立高校の全日制課程の授業料について、教育の充実を図るため、適正な受益と負担の観点から改定に向けて検討する。なお、改定の方式については、在校生にも適用されるスライド制の導入を検討

違法駐車車両保管料の見直し(H17実施)

キタクリアウェイセンターにおける、違法駐車車両の保管料金を改正

府立高校授業料減免制度(H18実施)

適正な受益と負担の観点から、「減免制度に関する有識者会議」の意見等を踏まえ、新たな減免制度を適用

府営住宅使用料(家賃)の収納率向上(H17実施)

入居者滞納の長期化などにより、収納率が低下傾向にあることから、長期滞納に至らないよう、督促の強化とともに、法的手続きの早期化など、一層の滞納対策に取り組む

府育英会奨学金等償還率の向上(H17実施)

近年の府育英会奨学金等制度の根幹を揺るがす返還金の償還率低下の状況に対応するため、新たに償還率の目標を定めるなど取組の強化

課税自主権の活用

超過課税や法定外税など課税自主権の活用について、引き続き検討

使用料・手数料の見直し状況

年度	件数	当年度増収額	平年度ベース増収額	備考
8	59	8億4,500万円	16億2,900万円	一斉見直し
9	54	1億7,100万円	3億1,500万円	消費税率引上げに伴うものを含む
10	6	2億9,100万円	6億2,200万円	
11	7	1億500万円	1億6,900万円	
12	70	20億9,400万円 (13億6,900万円)	46億3,100万円 (38億7,000万円)	一斉見直し
13	24	1億3,100万円	2億1,400万円	
14	20	4億6,100万円	24億1,600万円	
15	14	2億4,000万円	2億9,400万円	
16	4	1,400万円	1,600万円	
17	4	1億2,500万円	1億3,800万円	

(注) 特別会計、企業会計を含まない。12年度の()内は、府立高等学校授業料に係るもので内数

法人府民税・法人事業税の超過課税による増収

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度 (見込)
法人事業税	202億円	186億円	152億円	140億円	148億円	148億円	124億円	134億円	150億円	173億円
法人府民税 (法人税割)	127億円	121億円	98億円	88億円	96億円	92億円	80億円	85億円	100億円	109億円
同 (均等割)						11億円	48億円	51億円	53億円	54億円
計	329億円	307億円	250億円	228億円	244億円	251億円	252億円	270億円	303億円	337億円

(注) 17年度の増収額は、最終予算の数値である。端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合がある

(11) 府の役割を純化し、施策を再構築

基本的な取組方針

▶ 広域的課題を担う自治体として自らの役割を純化し、地域全体でサービスの最適化をめざす

16年度までの主な取組

- ・計画に掲げた改革の取組を着実に推進するだけでなく、前倒し、早期具体化など改革のスピードアップを図るとともに、さらなる改革にも取組んだ

【主な実績】

まちが安全、くらしが安心	
(25項目の改革)	(前倒し・早期具体化等)
・安全なまちづくり ・府立5病院のあり方検討 ・府立社会福祉施設の民間移管 など	・府立社会福祉施設等の民間移管 ・府保健所組織の再編 など
(さらなる改革)	
・府健康福祉施策の再構築に向けた取組 など	
人が元気	
(23項目の改革)	(前倒し・早期具体化等)
・公立学校教員定数の確保 ・府育英会奨学金制度の改正 ・府大学の改革 ・文化振興方策の具体化 など	・府立高校納付金 ・職業高校の再編整備 ・定時制高校の改革 など
(さらなる改革)	
・盲・聾・養護学校の空調整備の実施 など	
都市が元気	
(18項目の改革)	(前倒し・早期具体化等)
・海外事務所の効果的・効率的運営 ・都市基盤整備の重点化 ・府営住宅のストック再生 ・民間活力を活かしたまちづくり など	・府営住宅建替における民活手法早期導入の取組 ・アドプト・ロード・プログラムの府内全域への展開 ・ESCO事業、PFI導入の推進 など
(さらなる改革)	
・能力開発プラザの設置 など	

17年度以降の主な取組

道路における時間制限駐車区間(パーキングメータ・パーキングチケット)の見直し(H17実施)
交通の安全と円滑を踏まえ、効果的、効率的な事業執行の観点から、道路における時間制限駐車区間について、一部廃止も含めた計画的な見直しを実施

生活困窮者援護費関係制度の見直し(H17実施)
自立支援型施策への転換をはかる観点から、個人給付事業である長期入院患者見舞金及び被保護者夏期歳末一時金を見直す

あいりん地区日雇労働者福利厚生措置事業の見直し(H17実施)
事業化後30年以上を経過し、地区日雇労働者の高齢化など、あいりん地区を取り巻く状況が変化してきていることから、個人給付事業から高齢日雇労働者に対する就労対策を中心とした事業への転換を図る

私立高校等授業料軽減補助金のあり方
府民ニーズ等を踏まえた、より効果的な後期中等教育(高校教育)サービスの提供の観点から、私立高校等授業料軽減補助金のあり方について検討

流域下水道事業のあり方・維持操作補助金の見直し(H17着手)
市町村と共同で、今後の事業運営のあり方について検討し、緊急取組期間内を目途に具体的方向性を示す。受益と負担の最適化、市町村との役割分担の観点から、一部事務組合等に対する維持操作事務府費補助金について、見直しを行う

ほか

参考資料

集中改革プラン（平成 17～21 年度）における取組（見込）

（単位：億円、一般財源ベース）

	17年度 実績（見込）	18年度 当初予算	19年度見込	20年度見込	21年度見込	5年間計
施策の再構築	89	132	129	145	164	659
施策・建設事業の重点化	119	172	189	205	224	909
（再生重点枠）	（ 30）	（ 40）	（ 60）	（ 60）	（ 60）	（ 250）
組織等の再構築	145	187	256	236	299	1,123
組織・定数、勤務条件の見直し	139	167	231	216	279	1,032
出資法人の見直し(公の施設含む)	6	20	25	20	20	91
歳入の確保	174	158	141	96	96	665
取 組 計	408	477	526	477	559	2,447